

事件記録の保存・廃棄の在り方に関する有識者委員会（第6回）における意見

2023年2月16日

東京大学教授 穴戸 常寿

1 事件記録の保存・利用の意義について

- ① 裁判結果の評価・批判の前提、裁判作用の適正の担保
- ② 裁判例の研究・学習：法律家・法学の歴史的連続性
- ③ 法令の制定改廃、判例発展の前提となる事実：立法事実の変化、少年法の見直し等
- ④ 日本社会の歴史の一級資料：日本国憲法における司法の位置づけ

2 事件記録の保存・利用に係る要因について

- ① 事件当事者の裁判を受ける権利
 - ② 当事者・関係者のプライバシー、更生の利益（「忘れられる権利」、少年事件の特殊性
 - ③ 個人として国家に適正に処遇される利益・地位
 - ④ 保存・利用のための社会的コスト（劣化への対応、管理業務含む）、長期間保有のリスク
 - ⑤ 公共的利益、将来の国民の知る権利
 - ⑥ 裁判所にとっての利益と負担
- ↓
- これらの諸要因やその関係は、時代や技術を通じて変化しうる
 - 保存と利用では問題の現れ方が異なり、利用の制限等で対応することも可能
 - ひとまず保存と利用を切り分けて考え、将来を見据えて現在可能な範囲での保存に努めることが適切ではないか

3 事件記録の特別保存について（1）

- 特別保存＝永久保存となることが、特別保存と判断するためのハードルを上げ、結果として必要以上の廃棄につながるおそれがあるのではないか
 - 特別保存か廃棄かを判断するための時点として、例えば5年は短いのではないか（参考）憲法判例百選は1963→1968→1974→1980→1988→1994→2000→2007→2013→2019と改訂
- ↓
- 特別保存の判断を二層化するか、特別保存か廃棄かの判断の時点を後にずらしてはどうか

4 事件記録の特別保存について（2）

- 外部から特別保存の要望を行うことは現実には困難ではないか
↓
- 事件記録の特別保存の判断プロセスの改善案
 - ① 最高裁判所事務総局において、定期的に、廃棄または特別保存の候補となり得る事件を機械的にリストアップしてデータベース化
 - ② プライバシー等に配慮しつつ最高裁判所ホームページ上で公表、または知見を有する者（弁護士会、全国・地方メディア、研究者、法律出版社、判例データベース事業者等）にプッシュ型で提供し、期限を区切って特別保存該当性についての意見を求める
 - ③ 当該意見を集約して、データベースを各裁判所に共有
 - ④ 各裁判所における特別保存該当性の判断の資料に供する
（参考）行政分野におけるオープンデータの意義

5 事件記録の利用について

- アクセスのための条件・環境がなければ現実の利用は困難→保存への理解・社会的コストとは鶏・卵の関係
- 裁判の公開、司法制度改革の理念の延長で、事件記録の適正な利用促進も有用ではないか
- 利用（閲覧、複写、公表）の制限について
（参考）家裁調査官事件判決（最判令和2・10・9）
（参考）国立国会図書館における図書閲覧利用制限措置
<https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/limit.html>

6 事件記録の保存・利用のガバナンスについて

- 前提：司法行政事務の各裁判所への分配と監督権
- 東京地方裁判所の運用要領と最高裁判所の通知による変化の理由
- 事件記録の管理体制の強化
 - ① 事件記録の管理全体を最高裁判所の司法行政事務とする
 - ② 事件記録の管理のための仕組み等の整備を最高裁判所の司法行政事務とする
 - ③ 現行の事務分配を前提に、最高裁判所が実効的に支援する
- 特別保存記録等保存票、最高裁判所・国立公文書館への移管等について、一元的な台帳を整備すべきではないか
- 各地方裁判所の保存に必要な場所やコスト等について、一元的に把握し、必要な措置を講ずべきではないか
- アーキビストの設置等の検討